

県から諮問があった県国民保護計画の変更（案）について、平成26年8月1日付けで書面協議により審議を行い、原案のとおり答申しました。

○議案第1号 茨城県国民保護計画の変更について

茨城県国民保護計画（案）の主な変更内容

1 武力攻撃原子力災害の場合における避難の指示

《記載の更新》

	変更前 (H26.3 茨城県国民保護協議会にて決定)	変更後 (H26.5 「国民の保護に関する基本指針」変更内容)
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:原子力発電所から概ね5km)	直ちに屋内避難又は他の地域への避難を指示。	直ちに他の地域への避難を指示。 ただし、必要があると認めるときは、屋内避難を指示。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:原子力発電所から概ね30km)	屋内避難又は他の地域への避難を指示。	まずは屋内避難を指示。 その後、必要があると認めるときは、他の地域への避難等を指示。
緊急時防護措置を準備する区域外		必要があると認めるときは、UPZと同様の措置を指示。

2 武力攻撃原子力災害への対処

《新規追加》

- 住民等のスクリーニング及び除染については、県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の例による。